裁　　判

平成23年度11月期司法修習生採用選考公告

最高裁判所は、裁判所法(昭和22年法律第59号)第66条の規定に基づき、平成23年度11月期司法修習生採用選考を次のとおり実施する。

1　選考を受けることができる者（選考資格）

次に掲げる者は、２に該当する場合を除き、選考を受けることができる。

司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者（ただし、高等試験令(昭和４年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者及び平成14年法律第138号による改正前の司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は平成14年法律第138号附則第７条第１項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者を除く。）

2　選考を受けることができない者（欠格事由）

⑴　禁錮以上の刑に処せられた者

⑵　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

⑶　破産者で復権を得ない者

3　選考の内容、期日及び場所

⑴　内容及び方法

ア　書面審査　選考申込書等の提出書類の記載により、選考資格の有無、欠格事由の有無等について審査する。

イ　健康診断　選考申込者が提出する健康診断票（所定の様式）に基づいて、修習に耐えられる健康状態かどうかを判定する。

なお、精密検査が必要と判定された場合等は、追加書類の提出や、最高裁判所での健康診断（面接と同日に実施）の受検を求める場合がある。

ウ　面接　ア、イの結果、必要があると認めた場合に実施する。

エ　欠格事由調査

⑵　面接の期日及び場所

期日　平成23年10月25日（火）

場所　最高裁判所

4　選考の申込方法等

⑴　申込受付期間　平成23年９月８日（木）から同月15日（木）まで（９月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

⑵　申込書等用紙の入手方法　申込書等用紙は、次の方法により平成23年８月１日（月）から同年９月15日（木）まで入手することができる。

ア　ウェブサイトからダウンロードする方法

最高裁判所ウェブサイトからダウンロードすることができる。

イ　来庁による方法　最高裁判所並びに大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の高等裁判所において、来庁者に対して交付する（いずれも土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時まで）。

ウ　郵送による方法　⑶の申込先に、用紙の送付を希望する者の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形２号：長さ33㎝、幅24㎝程度）に510円相当の郵便切手をちょう付したものを送付する（返信用封筒を送付する際の封筒には、「採用選考申込書類請求」と朱書きする。）。

⑶　申込先　〒102―8651 東京都千代田区隼町４番２号最高裁判所事務総局人事局任用課試験第一係

平成23年７月１日　　最高裁判所

国土交通省

平成23年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

平成23年７月１日

観光庁長官　溝畑　　宏

1．試験の種類　総合旅行業務取扱管理者試験

2．試験地　北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県及び沖縄県

3．試験日　平成23年10月９日（日）

4．試験科目　試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。

⑴　旅行業法及びこれに基づく命令

⑵　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

⑶　「国内旅行実務」

ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金

イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務

⑷　「海外旅行実務」

ア．本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金

イ．旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、為替管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令

ウ．本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務

エ．主要国の観光

オ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学

カ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務

5．受験手続

⑴　受験願書受付期間及び受付時間　受験願書提出先へ持参する場合の受付期間は、平成23年８月２日（火）から平成23年８月９日(火)まで（８月６日（土）及び８月７日（日）を除く）とし、受付時間は10時から16時までとする（正午から13時の間を除く。）。

なお、受験願書提出先へ郵送する場合は、平成23年７月１日（金）から平成23年８月９日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑵　受験願書提出先　一般社団法人日本旅行業協会（東京都千代田区霞が関３丁目３番３号　全日通霞が関ビルディング３階)(郵便番号100―0013)

⑶　受験手数料

ア．試験を受けようとする者は、受験願書を提出する際に受験手数料6,500円を郵便局からの払込み又は銀行振込みにより一般社団法人日本旅行業協会宛納付すること。

なお、受験手数料を払込み又は振込みした際に発給される受験手数料の納付を証明する書類を受験願書に添付すること。

イ．受験手数料を受領した後は、いかなる場合でも返還しない。

⑷　受験票の送付　受験願書が完備し、かつ、受験手数料を納付した者に対し、受験票を送付する。

6．試験の免除

⑴　平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者

ア．平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑵　平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者

ア．平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑶　平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」科目合格者

ア．平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目についての試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑷　国内旅行業務取扱管理者有資格者

ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑴及び⑶の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験合格証若しくは国内旅行業務取扱管理者試験合格証の写しを添付すること。

⑸　国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者

ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑴、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。